

(仮 訳)

プレス・リリース

2012 年 7 月 25 日
バーゼル銀行監督委員会

**デリバティブ負債の評価調整に係る規制上の取扱い
(バーゼル銀行監督委員会による最終規則)**

バーゼル銀行監督委員会(以下、「バーゼル委」)は、本日、デリバティブ取引への適用に関して、バーゼルⅢ規則のパラグラフ 75 を改訂した。

バーゼルⅢ規則のパラグラフ 75 は、銀行の信用リスクの高まりによって、その銀行の負債価値が減少することを通じて、普通株式等の増加をもたらすことがないよう意図されている。

パラグラフ 75 は、銀行に対し、「普通株式等 Tier1 の計算において、銀行自身の信用リスクの変化による負債の公正価値変動によって生じるすべての未実現損益を認識しない」ことを求めている。この規則は元々銀行が発行した負債性証券を想定して作成されたが、当該原則は、公正価値評価された店頭デリバティブ取引にも適用される。もっとも、パラグラフ 75 のデリバティブ取引への単純な適用は難しかった。

バーゼル委は、この点に関して 2011 年 12 月に市中協議文書を公表した。また、フィードバックやコメントの提供者に感謝を述べたい。

市中協議文書に対するコメントを考慮した上で、バーゼル委は市中協議文書の基本提案を進めていくことを確認し、銀行自身の信用リスクから生じるデリバティブ負債の評価調整は、報告日毎に計算される普通株式等において、全く認識されるべきではない点に合意した。バーゼル委は、この規則がデリバティブ取引以外の負債に対するパラグラフ 75 の原則範囲を越える可能性について認識しているものの、デリバティブ負債の評価調整は広範囲なプルーデンス上の懸念を引き起こすため、保守性をもって当該分野の政策的枠組みを決定すべきである信じている。加えて、バーゼル委は、この基本提案を代替する案について、整合的でありかつ十分に頑健な形で実施することは、現在は困難であると考えている。

上記のプルーデンス上の取り扱いについては、パラグラフ 94(c)と(d)に記載の通り、規制上の調整に対するバーゼルⅢの経過措置に従って実施される。すなわち、銀行自身の信用リスクから生じるデリバティブ負債に対するあらゆる会計上の評価調整の普通株式等 Tier1 からの控除は、2014 年に 20% から開始し、その後毎年 20% ずつ引き上げられ、2018 年 1 月からすべて控除される。

改訂されたパラグラフ 75 は以下の通り：

公正価値評価される負債における自らの信用リスクに伴う累積的利益及び損失

75. 普通株式等 Tier1 の計算において、銀行自身の信用リスクの変化による負債の公正価値の変動によって生じるすべての未実現損益を認識しない。加えて、デリバティブ負債について、銀行自身の信用リスクから生じるあらゆる会計上の評価調整を認識しない。また、銀行自身の信用リスクから生じる評価調整と当該銀行のカウンターパーティ信用リスクから生じる評価調整との相殺は認められない。